

原産地証明書（CO）データ交換について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済みである一部のEPAを除き、第三者証明制度を採用
⇒紙原本の郵送によるリードタイムへの影響
- 産業界のニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理
及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。

